



## 5. 違反の概要

### ①事業用自動車の使用停止処分

1. 届出を行った旅客の運賃及び料金の收受を適切に行っていなかった。  
(道路運送法第9条の2第1項)
  
2. 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。  
(道路運送法第27条第3項)
  - ・ 運送の申込者に対して運送引受書を適切に交付していなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)
  - ・ 乗務員に対して疾病・疲労等のおそれのある状態で乗務をさせていた。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)
  - ・ 点呼の記録を適切に行っていなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
  - ・ 日日雇い入れた者に事業用自動車を運転させていた。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第36条第1項)
  - ・ 運転者に対する指導及び監督を適切に行っていなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
  - ・ 高齢運転者に対する特別な指導を適切に行っていなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
  - ・ 高齢運転者に対して告示で定める運転適性診断を受診させていなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
  - ・ 運行管理者に対して運行管理者一般講習を受講させていなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項)

### ②文書警告

1. 運行管理者の選任の届出を行っていなかった。  
(道路運送法第23条第3項)
  
2. 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。  
(道路運送法第27条第3項)
  - ・ 運送引受書の記載を適切に行っていなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)
  - ・ 乗務等の規定事項の記録を適切に行っていなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項)
  - ・ 乗務員台帳の規定事項の記載を適切に行っていなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)
  - ・ 運転者に対する指導及び監督の記録を適切に行っていなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
  - ・ 運行管理補助者の選任の届出を行っていなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第68条)